

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工施設の設計及び工事の計画の変更について
(行政相談)

2. 日時

令和4年4月1日（金）16時10分～18時05分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、

有田安全審査官、鈴木安全審査専門職、内海安全審査専門職

検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官

三菱原子燃料株式会社

大和矢取締役社長 他12名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

6. 配布資料

資料1：MSR-22-011 設工認“変更内容”の記載内容に関する総点検－
設工認変更が必要な項目について－

資料2：MSR-22-011 補足資料-1 設工認“変更内容”の記載内容に関する
総点検－設工認変更が必要な項目について－【概要説明資料】

資料3：MSR-22-011 補足資料-2 設工認“変更内容”の記載内容に関する
総点検－設工認変更が必要な項目について－【設工認変更
不要の理由について】

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|---|
| 0:00:00 | はい、規制庁有田です。 |
| 0:00:03 | 本日三菱原子燃料の宮井節購入についての面談で、 |
| 0:00:09 | 令和3年6月1日に |
| 0:00:13 | 分割申請を最終的に生かしました設工認について、 |
| 0:00:17 | その施行状況ということで |
| 0:00:21 | 変更届が出るということで話を伺ってますので概要についてご説明をいただきたいと思います。 |
| 0:00:29 | まず、三菱原子燃料の方から今日もらっている。 |
| 0:00:34 | 配付資料に沿って、届け出の考え方についてご説明をお願いします。 |
| 0:00:45 | 社長から、 |
| 0:00:50 | 三菱原子燃料クサマです会議に入りまして、内野市長で有山外山ですね、ちょっとお一言ちょっと後半の皆様にちょっとお話させていただきたいと思いますので、はいはい。いただければと思います。 |
| 0:01:03 | 三菱原子燃料の大和ですよろしくお願ひいたします。別工事の変更内容の方につきましては、真実来、私どもの方から被験者班及び加工班の皆様にご紹介させていただいてございますが、 |
| 0:01:18 | 昨年来のいろいろな不手際を踏まえまして、水平展開として、いろいろ検討して参りました。その中で出て参りましたポイントについて、今回整理させていただきましたので、ご紹介させていただきたいと思います。 |
| 0:01:32 | あまりの資料になりますが、設備返答建物編に分けて、ご説明できるよう準備してございますので、よろしくお願ひいたします。 |
| 0:01:43 | 内容についてご説明をさせていただきたいと思います。 |
| 0:01:50 | それでは |
| 0:01:51 | 軽微変更のですね内容につきまして弊社の生産管理部の清水の方からですねご説明させていただきます。 |
| 0:01:59 | はい。 |
| 0:02:00 | それでは三菱原子燃料の清水でございます。 |
| 0:02:05 | 提出しております資料の構成を先に説明させていただきます。 |
| 0:02:11 | MMRの22-011と書いてございます資料でこちらのですね前半、先日来の分析設備に丹を発します問題に関しまして、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:02:26 | 水平展開を行いまして もろもろの事象を通知抽出しておるということは、ご承知の通りかと思います。そちらに対しまして設工認の変更申請を経ているようにですね、変更すべき項目につきましてですね、 |
| 0:02:41 | 抽出いたしましたので、そちらについて今日はちょっと内容というか概要をですね、説明させていただくことを趣旨とさせていただきます。 |
| 0:02:53 | まず、抽出事例につきましては、このMMRの22-01つけてしております別紙のですね、1と2というものがついてございます。 |
| 0:03:04 | こちらがですね、設工認が変更が必要であると我々が判断して、示した表でございます。 |
| 0:03:12 | この表の構成でございますけれども、どのような部分、 |
| 0:03:19 | 設備なのかというせ分類の説明と、それから新生児室。それからその次数での使用表番号を書いてございまして、それぞれの設備の名称をえて、 |
| 0:03:32 | それから変更区分として、変更がなしというふうに申請されていたけれども改造していましたというような事例がございますので変更区分を解除し、 |
| 0:03:45 | 設工認上の問題点として後程ですね、補足資料で説明いたしますけれどもどういったことがあったのかということを書いておりまして、今後の対応策を書いております。 |
| 0:03:57 | 対応さくうでですね、設工認は様々なところに影響いたします。 |
| 0:04:05 | 本文の仕様表図面、それからですね、工事の方法とか、そういうことがございまして、ありますのでその辺のどのページに変更が及ぶのかということを、別紙の1、1-2の方にですね、 |
| 0:04:22 | 閉会通り、 |
| 0:04:23 | 別紙の11が設備の関係でございまして別紙の12が、建物の関係でございます。 |
| 0:04:31 | 本日はですねこの別紙の1、1と1のところまでのを紹介にさせていただきます。 |
| 0:04:40 | そのようにしてですね影響する部分のところまで書いてございますけれども、その影響する部分のですね、実際にどのように変更されるのかという新旧比較表も作成しておりますが、これは、 |
| 0:04:55 | 本日の面談資料とはせずにまた後日ということにさせていただき、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:05:04 | 資料の構成として、そのようなですね、別紙の 11 と 12 で抽出されました項目が、実際にどのようなですね、問題があったのかということにつきまして概要資料というものを、補足 1 に作っております。 |
| 0:05:18 | 本日はですねこれを中心に説明させていただきたいと思います。 |
| 0:05:23 | ここまで何かございますでしょうか。 |
| 0:05:33 | はい。 |
| 0:05:36 | 治療の |
| 0:05:38 | 技術継続概要は、今伺ったことで、 |
| 0:05:42 | 見直しをしましたので具体的な中身について、 |
| 0:05:46 | 説明をお願いできますでしょうか。 |
| 0:05:49 | ありがとうございます。それではですね、MMR の 22-011 補足資料 1 というものがございましてこちらの方で、一つずつ説明をさせていただき、 |
| 0:06:04 | はい。それではですね、まず 1 ページ目でございます。 |
| 0:06:09 | 一番最初に出てきますのが分析設備における工事についてということでございます。 |
| 0:06:15 | こちらはですね内容としましては、対象はですね別紙 11 のナンバー 1 から 5 というところで書いておりますので、下にですね、この 1 ポツ内容のところに、 |
| 0:06:27 | 図面でどこが対象になるのか、それからどの設備が対象なのかということを書いてござい。 |
| 0:06:35 | 図面のところですけれども、これはどういったものに問題があったのかということを前的に示しております。 |
| 0:06:44 | ここにですね、まずこの分析設備というのは、変更区分で変更なしとしておったんですけども、内容的にはですね、ガダイの行使時間が新設、 |
| 0:06:57 | 大戸空金具新設学部新設カバー更新等を実施している。 |
| 0:07:02 | いうところで、それぞれこの代表図面ですけれども、事例がどこに対応するのかということにつきまして、書いてございます。そして、この分析設備ですね、どれがその対象なのかということについて示したものでござい。 |
| 0:07:21 | 鉄棒人情の経緯と書いてましてこれはこれまでどうしてこのような問題が発生したのかということについて説明しており、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:07:30 | 鉄道の作成段階では本体に影響する主要な工事のみ規制すると、すなわち分析設備につきましては、従来から装置本体は変わっていないという考え方のものに基づきまして、退陣補強するというような改造工事がございましたが、 |
| 0:07:47 | そこについては申請書に書かなくてもいいだろうというような考え方できた。 |
| 0:07:53 | もちろん工事段階につきましてもそのような考え方になって立っておりましたので、考えが至らなかったと。 |
| 0:08:02 | 検査段階ですけれども 2 ページ目でございます。その変更内容に従った検査で問題ない、ない設計承認ですので、設計はそのような前提に立てるという検査で問題ない。 |
| 0:08:16 | 改造しているということをですね、認識した上で、設工認通りの検査をするということを強く認識してしまったということにつきましては、先日来の |
| 0:08:26 | 当社からの報告の通りでございます。 |
| 0:08:30 | 今後の対応でございますけれども、変更区分を改造とするということで、変更内容にですね、その内容を追記するということになります。 |
| 0:08:42 | 表の変更内容の 4 ポツですけれども技術基準への影響ですが、スペックが変わるわけではございませんので、この技術基準への適合性につきましては何ら変更はございません。 |
| 0:08:57 | 引き続きまして、すいません、石戸通りワンスルー説明させていただきます。 |
| 0:09:05 | 次がですね、加水分解赤津設備の共通課題のベースプレートの渥美でございます。 |
| 0:09:12 | こちらはですね今回総点検するに当たりまして以前からですね、確認されていた事例なんですけれども、ベースプレートの厚みをですね、分厚く施工しているということでございます。 [] のところに十分、 |
| 0:09:27 | 今回ですね、こういった事例がございましたのでちゃんと説明し、するというペースでですね、昨日、記載しております。 |
| 0:09:41 | 別府公認申請段階ではですね、当初は [] とするつもりだったんで、1ヶ所だけ [] で、その他は [] というする案があったんですけどもそのあと見直しましてすべて [] に統一したんで、 |
| 0:09:53 | けれども、工事段階の時にですね、それがちょっと間に合わなくて範囲ができてなかった。 |
| 0:10:00 | このままでこうしてしまったんです。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:10:02 | ということで、 |
| 0:10:04 | 安部との認識はですねございまして、強度が方向ですので採捕施工施設に影響されるものと考えまして、工事段階検査団体ともにですね、 |
| 0:10:15 | 合格をしたというものですございます。 |
| 0:10:45 | 今後の対応ですけれども、変更させていただきまして、ただ技術基準への記号ですね、ここは強度だけでございますので、ただ、評価上問題ないという判断をしてございます。 |
| 0:11:02 | 次5ページ目でございますけれどもあんたのを、新設のところなんですけれども、新設と、新規と書くところにですね、 |
| 0:11:13 | 書いていなかったということでございます。 |
| 0:11:16 | こちらはですね検査の扱いが少しバラバラでございまして、既設という扱いを新規と書いてないので改造で検査している場合と、 |
| 0:11:27 | 技術的に渡した場合とあります。 |
| 0:11:30 | 改造で検査してるのは検査上も問題なんですけれどもいずれにしてもですね、設工認は新規とかさしていただくと、ということでございます。 |
| 0:11:41 | はい。こちらについてもですね設工認の申請段階ではですね、アンカーを新設するということがですね計画されていましたけれども、見てもらえなく、 |
| 0:11:52 | 新規の表が切られていることを言ってきてレビューポイントからも抜けていたということでございます。 |
| 0:12:01 | 工事段階もその通りでございまして検査団体につきましてもですね、 |
| 0:12:07 | 改造をしてあのですね扱っているものと新規、最初の施設として扱ったものと二通りございまして、こちらにつきましてはですね、 |
| 0:12:19 | ちょっとバラバラなんですけれども、施工2通りにやってしまったところと、改造だからちゃんと再度検査したと言った通りがございます。 |
| 0:12:29 | 今後の対応につきましてはですね新設アンカーを明記するということで対応いたします。 |
| 0:12:36 | こちらもですね、技術基準の影響は、スペックが変わるわけではなくございます。 |
| 0:12:44 | 7ページでございます。 |
| 0:12:46 | こちらは理解フルーフミスプリをフィーダのケーシングでございます。 |
| 0:12:50 | こちらのケーシングはですね、ちょっと絵なので書いてございますけれども、 |
| 0:12:56 | なんて言うんですか。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:12:57 | 本体のところのカバーみたいな、整理みたいなところでございます。 |
| 0:13:03 | 当時の申請段階ではこれは交換する計画ではございませんでしたが工事をやっている機器ですね、老朽化が認められたということでございまして、こちらですね他の工事にあわせましての更新をしております。 |
| 0:13:18 | この辺は更新をし、するということはですね通常の |
| 0:13:25 | 扱いだということは考えられるんですけども今回これはですね本体に近いというようなところもございますので、設置承認の申請ということで対応させていただきたいと考えております。 |
| 0:13:38 | 検査はですね、新設と書いてなかったので、施設の方であったりで検査をして、 |
| 0:13:45 | 今後の対応は謀臣を追記するという形になりますと、技術基準は当然、この辺大庭ないのでございます。 |
| 0:13:57 | 次に本 8 ページでございます。ボリュームのスクリューフィーダのオイルパンの設置でございます。 |
| 0:14:04 | こちらはですねボリュームは 1 にもですね 2 にはですね記載ができるんですけども 1 の方にも、オイルパンを設置するということですけれども施行人への仕様表の変更内容にね、明記されていない。 |
| 0:14:17 | 適量は設置することになっておりまして、寄付にも明記されてるんですけども、設置工事の記載がないということでございます |
| 0:14:26 | こちらにつきましてもですね生成段階につきましてはどうぞ。 |
| 0:14:31 | はい。 |
| 0:14:33 | はい。そこまで、次の施行に 1 回がなくても問題ないものと判断しております。 |
| 0:14:38 | 工事につきましてはですね変更内容に記載がないということに関する十分なレビューを行う仕組みになっておりませんでしたので、設備全体の改造工事の一環として考えてしまったというものでございます。 |
| 0:14:54 | 検査はですね、改造扱いで検査されてございます。 |
| 0:15:00 | 今後の対応はですねオイルパンの設置を追求させていただきます。 |
| 0:15:04 | 技術基準へのは、これもスペックの変更はございますんで何も必要がござります。 |
| 0:15:12 | 10 ページでございますけれども、粉末充填ぼけ改善混合水の消防水の侵入防止機構の設置でございます。 |
| 0:15:21 | こちら図面には書いてございますけれども、仕様表の変更内容にそれを設置しますというようなことが書いてございます。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:15:30 | もう繰り返しになりますので本以上の経緯につきましてはこれまでの時代とそれほど変わりませんので、 |
| 0:15:41 | 簡単に説明させていただきますけれども、設工認、この主要な部分じゃないというようなことで、附属的な設備であるということで書かなかつた。工事の段階でもそれには、 |
| 0:15:53 | 国吉するところまで至らなかったということ。 |
| 0:15:56 | 検査はですね、二つの設備がございまして、片っぽは季節扱い片一方は解除主体で検査していい時代がございます。 |
| 0:16:05 | いずれにしても鉄砲人では立木を多めにしまして、設置運営して、 |
| 0:16:12 | 雪量への影響はございます。 |
| 0:16:18 | はい。10 ページでございますけれども、こちらはですねろ過機の移設でございます。 |
| 0:16:24 | 野崎の伊勢で当初はですね、これは配置図のところに少しだけ見えるか見えないかの 1 の違いなんですけれども、 |
| 0:16:35 | 移設は計画してございませんでした。 |
| 0:16:39 | こちらの内容につきましてはですね、今までの説明内容とほぼ同等でございます。 |
| 0:16:46 | 今後の対応も五つをついいたしまして技術基準への影響は、これはございま。 |
| 0:16:57 | はい。11 ページでございますが、こちらはですね、アンカー打設の北記載不備でございます。 |
| 0:17:04 | これは他設備とのですね干渉がありましたので当間寿他のということでございますが、移設に伴いまして学習をしているということでございまので、新規とは、ところに書いていないというものでございます。 |
| 0:17:20 | 本人生段階では比較はしておりませんでした。工事の段階でもですね、これも |
| 0:17:29 | レビューを行うになってなかつたと、いうようなところとほぼ移設したところで、大きな違いではないというようなことですので、設工認の変更の必要性は感じずにそのままとしたものでございます。 |
| 0:17:41 | 新設アンカーの大元につきましては、先ほどのも述べましたアンカーの事例と同等でございます |
| 0:17:52 | あとはその他保健所も同じで、 |
| 0:17:57 | 13 ページにですね粉末容器の構内運搬車の機械的でございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:18:03 | これはですね、従来のですね、もともと臨界管理のために核的制限値を設定していなかったものに制限値を設定したものでございますが、 |
| 0:18:16 | 改造ということに記載されておりますので、実際には長さも短くしてい るんですけども、そこも集約して変えてしまったという意識をしてしまったというものです。 |
| 0:18:29 | 改造と書いてはございますけれども、短くするというようなところがこ れは広く読めるというふうに当時は解釈してそのままにしておったんで すけれども、 |
| 0:18:39 | また工事の段階でもですね、改造が書いてあるからいいでしょうという ような考え方だったんですが、今回 |
| 0:18:47 | ピンポンいただくもんね。 |
| 0:18:50 | 検査はですね、既設と書いてございますのでそのまま既設で検査してお りますので、こちらについては改善提言という形になります。 |
| 0:19:03 | 今後の対応につきましてはですね、同様でございまして |
| 0:19:09 | 技術基準への影響もございます。 |
| 0:19:13 | 次、結城伴でございますけれども、こちらですね、 |
| 0:19:20 | アンカーポルトの記載不備ですが、アンカーのところのお話なんですか らども、これも変更なしになっております。実際変更なししかんすけれ ども、 |
| 0:19:32 | これは設工認ですね、ステップが合っていないということがわかりまし たので、承認通りのスペックに変えてるんですけども、改造してます のに変更なしになっておりますので、 |
| 0:19:43 | それを修正しておこうというものでございます。 |
| 0:19:48 | 公認申請段階ではですね、このステップの違いに気が付きました。 |
| 0:19:54 | 工事のところでもですね、工事のところではですね、工認通りになっ ていないということで出向に導入する工事を行いましたが、変更区分に關 してはですねそこまで |
| 0:20:07 | 変更しなかったというものでございます。 |
| 0:20:12 | 今後の対応はですね、こちらはですね、変更をしておりますので改造、 |
| 0:20:19 | でも、 |
| 0:20:21 | 使用に関しましては何ら変更するところはございませんので1年のくだ さい。 |
| 0:20:30 | 15ページでございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:20:32 | こちらはですね、排気ファンなんですけれども、記載不備としてですね、 |
| 0:20:38 | 排気ファンの三つ水を確保するためにですね、基礎嵩上げしております。 |
| 0:20:44 | こちらはですね仕様表の変更内容には書かれていないというものでございます。 |
| 0:20:50 | 変更の申請段階ではですね、課題の改造ということは書いて来年改造がですね、変更がないのですね。木曽だけではですね、改造には当たらぬと考えて |
| 0:21:03 | 問題ないものと考えております。 |
| 0:21:05 | 工事段階でもそこは確認ができ、あったもので、 |
| 0:21:11 | 検査も課題が変わってるわけではございませんので |
| 0:21:16 | 既設だったとしたものでございますけれども、 |
| 0:21:19 | ましてそのまま作りの変更の必要性を考えた、やっぱり、 |
| 0:21:25 | 今後は、施設にはですね、変更区分を改造としましてですね、基礎の嵩上げを地域を置き、 |
| 0:21:36 | いう基準に関してはですね、記載が変更内容の記載の見直しですので影響はございます。 |
| 0:21:45 | 16 ページです。 |
| 0:21:46 | こちらはですね、Lava の |
| 0:21:49 | ですね部材のところですけれども、耐震補強のために課題を撤去新設するというふうに記載されております。 |
| 0:21:59 | これはですね実際にはですね、撤去新設を実施しておりません。 |
| 0:22:06 | 本申請時にですね、耐震評価の精緻化によりまして耐震発見を不要になったんですけれども、仕様表の変更内容の議題を削除をできなかったということでございます。 |
| 0:22:18 | 工事段階でもですねそこは実をされてしまいまして検査に行ったと。 |
| 0:22:26 | 協賛はですねここは変更していないにもかかわらず改造と書いてありますので会場扱いで経験して欲しい。 |
| 0:22:35 | 今後のですね対応としましては結構 2 の変更内容のところに課題を撤去新設するの記載を削除をは、 |
| 0:22:46 | こちらも資料の変更はございませんので影響は、 |
| 0:22:53 | 次 17 ページでございます。 |
| 0:22:56 | 大学分解装置の制御盤と取付ボルト、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:23:00 | こちらも先ほどの事例と同じように、耐震補強のため制御盤を撤去し、移設すると記載しておりますけれども、それをマージしております。 |
| 0:23:11 | 耐震補強のためにですね一部の取付ボルトを取り交換しております。 |
| 0:23:18 | 老朽化に伴って交換しており、 |
| 0:23:23 | 設工認上の経緯でございますけれども設工認の申請段作成段階では、 |
| 0:23:29 | 先ほどと同じように、直前で大臣北極ようだったんですけれども、削除できなかったというものですございます。 |
| 0:23:38 | 取引Vはですね交換することもあるものと考えておりましたので、新規の記載というものは、これは追加はしております。 |
| 0:23:47 | 工事段階ではですね、そこ、先ほどの事例と同じように、気がつかなかつたということでございます。 |
| 0:23:55 | 工事段階で老朽化しているポールドにつきましてはこれは既決扱い、ということで材料はですね相当品において考えていましたので、材料が得て、 |
| 0:24:08 | できる記録のあるボール等ですね、施工業者に発注しなかったという問題もございます。 |
| 0:24:15 | 検査段階ではですね、改造をまず制御盤の位置につきましては外観等の改良で検査しております、 |
| 0:24:23 | 材料はですね、施設で検査してると。 |
| 0:24:29 | 外観等はですね、施設であっても検査内容は変わらないで、検査の段階で撤去に先方の中性は考えなかったというものですございます。 |
| 0:24:40 | 今後の対応なんですけれども設工認の正規版を撤去新設の記載を削除いたします。 |
| 0:24:48 | その他ですね追加工事がありますと材料が特定できる、ボール等ではございませんでしたのでそのようなボルトにクーポンを発し、 |
| 0:24:58 | 入金への影響はございます。 |
| 0:25:03 | 次19ページでございます。 |
| 0:25:06 | 地下中層のアンカーボイスのちょっとFBでございます。 |
| 0:25:10 | こちらも先ほどの事例と同じ、同様にですね既設のアンカーがですね、撤去がですね、設工認の記載内容と異なるということで、施工に合わせて追設をしており、 |
| 0:25:24 | 設工認の作成段階ではですね、現場調査が不十分であります。 |
| 0:25:31 | 既設アンカーの仕様塗装することに気が付きました。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:25:35 | それを申請書通りにして、打設したんですけども、変更内容の記載をですね、変更しなくても良いというふうに考えてしまったものでございます。 |
| 0:25:49 | 工事段階はですね、アンカーボルトの使用は鉄道に行ってることを確認しましたんでそれと同じように |
| 0:25:58 | 直しました。 |
| 0:25:59 | 淡路です。何かの [REDACTED] に変更となります。 |
| 0:26:04 | [REDACTED] との相当材でございますのでこの点についても設工認の記載を変更しなくても問題ないというふうに考えてしまう。 |
| 0:26:14 | 検査段階でございますけれどもこれも既設扱いで検査をしてしまったというものです。 |
| 0:26:22 | 今後の対応としましてはですね、[REDACTED] のアンカーボルト新設ということで聞き出し。 |
| 0:26:31 | で、相当材としての検査が適用できませんので実際にはこれ [REDACTED] と記載されてるところ [REDACTED] でございます。 |
| 0:26:40 | 従いまして、[REDACTED] という材料に記載を変更させていただき、 |
| 0:26:47 | 技術基準への影響ですけれども、スペックがですね、同じファイルを同じ 0 設工認通りでございますが材質は [REDACTED] から [REDACTED] に変更をいたします。 |
| 0:26:59 | ただこれもですね、同じ相当財政、材料として、必要な材料にとってを持った本書でございますので、技術基準への影響はございます。 |
| 0:27:12 | ここまでが設備でございます。 |
| 0:27:15 | このまま引き続きまして建物の方も説明させていただいてよろしいでしょうか。 |
| 0:27:31 | うんそれじゃ全部建物までいってもらって最後まとめて指摘する感じしますでしょ。はい。 |
| 0:27:39 | ありがとうございます。ではそのまま引き続き説明させていただき、 |
| 0:27:43 | 21 ページでございます。こちらから建物に入ります。 |
| 0:27:47 | ナンバー1、別紙 1 のですねナンバー1 から 1012 でございます。 |
| 0:27:54 | こちらはですね建物の改修工事にあわせまして交換したり部分更新しております。 |
| 0:27:59 | 使用表の変更内容に明記がなくてですね各部位の使用料建物の場合はですね、各部位の仕様表というところがございまして、こちらに記述とか交換とか必要なことが書いてございますが、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:28:11 | こちらにつきましてはですね、改修工事に合わせた交換をしてるんですけども、特に仕様表の変更内容には明記して、 |
| 0:28:21 | そのまま各部位の仕様表にも既決というふうに書いたものでございます。 |
| 0:28:27 | その下にですね、一覧表が書いてございまして、転換工場、成型工場とか書いてございまして、スライド式の鉄扉から横開きに交換したりとかですね。 |
| 0:28:38 | 全く同じものに交換したりとかいろいろあります。基本的にはですね、スライド式とか横開きとかもろもろありますけれども、板とか、白湯区域要件のですね大学はこれは同じくどういうケースでございます。 |
| 0:28:56 | 江森海志ですね、鉄扉に交換して、同事業の新規に交換してるものもございます。 |
| 0:29:05 | 設工認ですね、作成段階ではですね、 |
| 0:29:09 | 交換 1 から 6 につきましては交換する計画でございます。 |
| 0:29:14 | しかしですね本工事はですね同 1 仕様の交換とか部分的な更新なので、重要な改造内容には当たらないと判断しまして、変更内容や各部位の使用料には明記しております。 |
| 0:29:28 | No.7 から 10 と 12 につきましては設工認段階で交換する計画ではなかつたので記述扱いとして、記載しております。 |
| 0:29:39 | 工事段階ではですね、当然工事して工事検査も実施しておるんですけども、このポイントの内容とのね、レビューを行う仕組みになっておりませんでしたので、 |
| 0:29:50 | そのままを生かしましたというものでございます。 |
| 0:29:55 | 検査段階でございますけれども、改造部の検査対象としましては、設工認の仕様表の変更内容に記載されている主要な改造内容の範囲というふうに判断しておりましたので、当該部は検査対象としては選定していませんでしたので、 |
| 0:30:10 | 審査の段階では一向に変更する予定を考えるに至りません。 |
| 0:30:18 | 22 ページでございますが今後の対応といたしましては、既設を鋼管に変更し、変更内容等ですね、設置交換を追記しようというふうにしております。 |
| 0:30:30 | 二重計上への影響は、これは変更内容の機械の見直しでございますので影響はございます。 |
| 0:30:39 | 次に 13 ページですけれども、同様の設置でございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:30:44 | こちらはですね改修工事に合わせましてですね、 |
| 0:30:48 | 交換部分行使しておりますけれども仕様表の変更内容に明記がございます。 |
| 0:30:56 | で、こちらですね、 |
| 0:31:03 | 各部位の仕様表ではですねこちらはですね交換とかすれば、 |
| 0:31:10 | 交換してますのはですね、 |
| 0:31:13 | 同一ですね仕様でございまして、こちらもですね、理由としては先ほど申し上げた通りでございます。 |
| 0:31:23 | 交換をですね仕様変更ないように、さらにこれは項目を追記いたしまして、技術基準への影響としてはですね、特にはございます。 |
| 0:31:36 | ぜひ 24 ページでございます。 |
| 0:31:39 | こちらはですね放射線管理棟のコンクリートブロックの壁の上部の間仕切り壁の設置工事でございます。 |
| 0:31:48 | これはですね設備工事ですね、のダクトルートの高橋所管費のために、現状の盛り替え工事の中でですね、コンクリートブロック壁ですね上部のところの屋根この隙間に新規石膏ボードを設置しております。 |
| 0:32:03 | しかしですね仕様書の変更内容及び各部位の使用料に明記されております。 |
| 0:32:09 | 設置しました別個ボードはですね、[REDACTED] でございます。 |
| 0:32:14 | 火災区域の壁としてはですね 1 時間耐火が必要でございますので [REDACTED] [REDACTED] 以上の鋼板を追設する追加工事が必要になり、 |
| 0:32:26 | 設工認上の経緯でございますけれども、コンクリートブロック有賀今中設置されるとですね、思い込んでおりましたので、このためですね、1 コンクリートブロック壁の上部の隙間特段考慮されないまま、購入申請書が作成されており、 |
| 0:32:43 | 工事段階で、天井ふ撤去復旧する時の影響評価を確認した時に、今川有馬。 |
| 0:32:50 | 負圧維持の観点から現状をですね受けてしまいと 9 月がしにくくなりますので、壁を設ける必要があるということがわかります。 |
| 0:33:01 | このために石膏ボードを仮に設置する乙といたします |
| 0:33:06 | この事実はですね、ネスポに担当者に伝わっておりますけれども、負圧維持はですね、天井があるため十分機能していましたので恒久的に二つ必要ですね、管理中というものでございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:33:19 | 恒久的な工事ではないため設工認の火災要求に関するレビューまで至らず、再開時間を満足する確認することができます。 |
| 0:33:28 | 鉄塔の変更内容について追記する下側にも至ります。 |
| 0:33:34 | 検査段階でございますけれども、このC B壁を検査しております検層上部のですね階部分を検査しております。したがいまし施設の設工認の変更の必要性に思いがいたします。 |
| 0:33:49 | 今後の対応、25ページですけれども、今後の対応ですが、仕様表の変更内容等にですね壁の追設等追設ための資料を追記いたします |
| 0:34:00 | 工事の変更内容に伴う技術基準への影響ですけれども、これはですね火災区域を構成する壁といたしまして、厚さ [REDACTED] の鋼板を抽出し、 |
| 0:34:12 | このポンチ絵でございますけれども 24ページのですね 12方に、石膏ボードとなりですね把握してあるというような、そういう工事を行う。 |
| 0:34:24 | 当該C D株はですね全面をですねC Dカードとして評価しておりますので、開口部はですね、重量には、もともと入ってない。 |
| 0:34:35 | そこをですね鉄骨の鋼板に変えた場合ですね、評価上のC B下部資料から 22.9 k N 減る方向になりますので、 |
| 0:34:44 | 今回の軽微変更によります地盤評価や耐震評価上の影響は要は、評価や評価の中で包絡される範囲と、 |
| 0:34:53 | いうことでございますので、こちらの影響はございます。 |
| 0:35:00 | 26ページでございます。こちらはですね転換控除の手引きの平地でございます。 |
| 0:35:07 | もともとですね建物Gですね、干渉しますので2ヶ所の既存の設置を閉止措置するつもりにしておりまして鋼板として取り扱う予定でございます。 |
| 0:35:19 | ただしですね仕様上の変更内容や各部の仕様表には明記されております。 |
| 0:35:26 | こちらの扉はですね火災区域境界の一部ですので、もともとありましたドリッパへのガラリがございますのでこれらを鋼板で閉止する追加工事が必要となっております。 |
| 0:35:38 | 工認上はですね図面にはですね扉はもうすでにありませんので、そもそも閉止するつもりにしておりましたけれどもその辺の変更内容の記載が抜けているということでございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:35:51 | 復興人の作成段階でございますがもともと必須する計画でございましたので、平面図には記載されておりませんが、防火に関する知識と、設工認作成段階での現場調査が十分ではございませんでしたので、 |
| 0:36:07 | 当該扉部分に要求される耐火性能を満足しない扉がであるということが調査されておりませんで、耐火性能を満足させる工事が必要であるという、 |
| 0:36:17 | 非常に考えが至らなかったというものでございます。 |
| 0:36:21 | 工事段階でございますが当該部分に単管に対する工事計画がなかったため施工時の変更の必要性を感じ、そのあとをいたします。 |
| 0:36:31 | 検査段階でございますが、鉄塔の仕様表の変更内容に伝えされている主要な作業内容の日程とすればよいと判断してしまい、 |
| 0:36:42 | 今後のない対応ですけれども、仕様表の変更内容等に後半による閉止を追記いたします |
| 0:36:50 | またずい平均工事をですね、実際に実施を生かし、 |
| 0:36:57 | 20以上への影響はですねこちらは変更内容の記載の見直しでございますので使用もともと閉止をされてるというものでございますので影響はございます。 |
| 0:37:13 | 27ページでございます。 |
| 0:37:15 | 放射線管理等の一部壁の補修についてということでございます。 |
| 0:37:20 | こちらはですね、放射線管理等の壁の工事が行われてるんですけども、そのですね、工事範囲外の箇所を一部補修しております。 |
| 0:37:32 | そこをですね、編集表の変更内容のところに明記してございます。 |
| 0:37:39 | 工認上の経緯でございますけれども、 |
| 0:37:44 | 撤去した後ですね、扉の跡をですねコンクリート下部として補修する計画でございましたが、部分的な工事でありますので主要な工事、皆さんの施工に記載する必要があるとは考えません。 |
| 0:37:59 | 工事段階ですけれども、当時の変更内容に記載のない工事を実施することになりましたけれども、設工認の変更内容に対してちょっと十分にレビューができておりません。 |
| 0:38:12 | 検査段階ですが特に変更内容に記載されておりませんでしたので既設扱いで検査をしております。 |
| 0:38:22 | 今後の対応といたしましては当該ための補修を追記いたしまして、いたします。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:38:28 | もともとですねこの該当部はコンクリート壁として評価されておりますので耐震評価上の影響とか、 |
| 0:38:38 | 28 ページでございます。 |
| 0:38:40 | 分除染しゅんせつの間仕切り壁でございます。 |
| 0:38:44 | こちらもですね、 |
| 0:38:49 | P B 壁の上に、のですね、ところなんですね間仕切り壁のですね更新工事の範囲外のところに石膏ボードを追設しているんですけども、こちらが鉄鋼に記載されて変更内容等に記載されてございます。 |
| 0:39:04 | もともとですね説購入作成段階では、石膏ボードを追設する計画ではございません。 |
| 0:39:12 | 工事段階は展示上の工事を実施するので天井撤去に伴う影響調査を行った時ね、隙間があるということで、負圧維持の観点から壁を設ける必要があるということがわかりました。 |
| 0:39:25 | その他のところでパネル壁をですね、鉄塔 5 度に更新するに合わせまして、日比川に沿って C D 田植えをですね、歌うように井町武を新たに設置しております。 |
| 0:39:37 | この追加がですね、別に対象外である血小板の位置付けであるということで質問に申請書には記載する必要は考えます。 |
| 0:39:47 | 検査段階ではですねこの追加が化粧板の位置付けでありますので検査対象と考えておりませんでしたので、そこに申請書に記載する引き続きを考えます。 |
| 0:40:00 | 今後の対応としてはですね、結構人の変更内容についてといった所、 |
| 0:40:08 | 技術基準への影響でございますが、こちらですね、社会的を構成する壁でございます。それを出席するということになります。 |
| 0:40:20 | で、当該の T P 壁ですね、全面を C B カーブとして評価しておりますけれどもその上部開口部にですね、 |
| 0:40:30 | はい。 |
| 0:40:31 | 別個ボードのですね壁をですね、設置した場合にですね、全体の資料がですね、減る方向になりますので評価に、今まで従来の評価に包絡される方にあると。 |
| 0:40:41 | いうことでございます。 |
| 0:40:47 | 国 30 ページでございます。 |
| 0:40:50 | 第 2 廃棄物処理所の鉄塔ボードの工事範囲の一部見直しでございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:40:57 | 衛藤に申請当初ですね、ちょっとずーっと見にくいところでございますけれども、この図のですねある壁がございまして部屋に分かれておるんですけども、 |
| 0:41:08 | その一部の片方の部屋はですね、石膏ボードを追設する計画でそのまま追設したんです。 |
| 0:41:16 | けれどももう一方の壁はですね、 |
| 0:41:19 | コンクリートブロックそもそも起算のある既存壁ですね安全機能を満足することができるということがわかりましたので、その設置をしないというほことに決めたんですけども、 |
| 0:41:29 | 日本への反映ができていなかったので、チェックボードがですね一部鉄砲人、 |
| 0:41:35 | に書いてある項目が密接になってるという状況でございます。 |
| 0:41:42 | 投入策定段階ではですね、フィッコボードを追設する計画でございましたが、1、工事計画の進捗に伴いまして一部のためにつきまして損壁のみでですね安全機能を満足できるということがわかりましたので、 |
| 0:41:55 | 安全機能見たことを確認しただけで問題ないと判断いたしまして設工認の変更内容の追記今あんまりが至らなかつたというものでございます。 |
| 0:42:05 | 工事段階では、設工認の片面だけではですね石膏ボードの施工範囲のわかりですね、施工後の施工が必要であるというふうに考えませんで、当初の計画通り、間も設置しないといったところは一致しないままに、写しというものでござい |
| 0:42:25 | 検査段階でございますけれども、検査ですね、代表面の壁の確認をして隣の部屋もですね、同じ工事を実施していると思い込んで確認を行いませんでした。 |
| 0:42:37 | 従いましてですね検査要領書と後、違いに気づくことができませんでした。 |
| 0:42:42 | また記録確認の際思い込みにより、十分な確認ができなかつたので施行時受験者に記載する必要性を考えます。 |
| 0:42:51 | 今後の対応でございますけれども、 |
| 0:42:54 | 必要なところの鉄鋼ボードですね追設の旨の記載をですね削除いたします。 |
| 0:43:00 | 施工に変更に伴う技術基準への影響でございますが、こちらは火災要求でございますので、それは今後ルートブロックでカバーされますのでではございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:43:14 | ここまでが建物でございましてそっからですね、そこ以降は非常用設備でございます。 |
| 0:43:22 | まずダイダン廃棄物倉庫の電話ですけれども、こちら電話で設備を増設してるんですけども、仕様表の変更内容に明記されております。 |
| 0:43:32 | 衛藤人情のですね、経緯でございますけれども、先ほどの作成段階で、無線電話の設置のみで十分と考えていましたが、有線と無線の両方を準備する必要があるということが認識しましたので、 |
| 0:43:47 | 設置したもので主要な工事とは考え済みで工事の記載見直しが必要とは考えます。 |
| 0:43:54 | 工事段階ではですね等の変更内容に記載のない工事を実施することになりましたけれども、十分な理由を行わなかったものでちょっと感知危険性を感じるというものでございます。 |
| 0:44:07 | 検査段階ではですね、こちらはですね検査要領書上改造既設のすべてでございませんのでそのまま審査を実施しており、 |
| 0:44:15 | したがいまして本の変更の必要時には |
| 0:44:21 | 今後の対応はちょっとニーズをちょっと記載いたします。 |
| 0:44:24 | また技術基準への影響は、 |
| 0:44:30 | 33ページでございますが、これは自火報のハンチの設置でございます。 |
| 0:44:36 | 一つがございましてこれは消防法に基づく点検におきましてですね、自火報の感知器をですね、設等に記載した箇所以外に設置する必要があるというようなことが判明。また、 |
| 0:44:48 | すでに設間に記載した箇所以外に設置されているというようなこともあります、設工認の記載の見直し、 |
| 0:44:55 | 追加工事検査が必要な状況になってございます。 |
| 0:45:01 | 購入作成段階ではですね、消防本準拠した基本方針に従って申請する計画として、その後、工事の進捗を考慮いたしまして、消防法に対応上ですね必要な対応があれば都度対応について結構でございます。 |
| 0:45:16 | このため事前にですね消防法に準拠をするようにですね、設計段階で十分なレビューを行う、席に反映した上で施工に申請しなければならないという考えに至らなかったというものでございます。 |
| 0:45:32 | 工事段階ではですね、業績必要があったとしても施工に申請しなければならないとは、考えません。 |
| 0:45:41 | 検査段階ではですね、検査員は日本に近い同等に実施し、検査を実施しておりましたのでその時に、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:45:50 | 変更の必要性には一旦開いております。 |
| 0:45:54 | 今後の対応でございますが、本の記載を適正化し増設の追記または適切な時期に記載を変更し、 |
| 0:46:01 | また不足している場所につきましてはどうご準備いたします。 |
| 0:46:06 | これは消防法に準拠する変更でありまして技術基準への影響は、これで適用ということで問題ございます。 |
| 0:46:17 | はい。34 ページでございます。 |
| 0:46:19 | こちら誘導灯の設置でございます。 |
| 0:46:23 | 消防法に基づく点検においてですね避難通路ではないところに誘導灯が設置されていることが判明いたし、 |
| 0:46:31 | 工認通りの設置場所ではございますが適切な位置に移設が必要ということでお 10 万、下に図が書いてございますが、閉止する鴨田扉にですね、 |
| 0:46:43 | 誘導灯の位置がありまして、それを通常近う |
| 0:46:48 | ところの市村っていう、 |
| 0:46:53 | 今年策定段階ではですね、従来から扉を閉止する計画になっておりましたけれども、この扉の閉止に伴いまして、避難通路が変更になるために、 |
| 0:47:04 | 誘導灯の位置を変更する必要がございましたが、設工認では誘導灯の位置が概略値であるという認識から誤った値で鉄塔には申請していない。 |
| 0:47:14 | 工事段階ではですね誘導等の工事計画がなかったので設工認申請しなければならないとは考え、 |
| 0:47:22 | 検査団体も設工認の記載の通り、返送したため |
| 0:47:26 | この変更の必要性にはあまり入ったり、 |
| 0:47:31 | 今後の対応としてはですね設工認に接道をしたい。 |
| 0:47:38 | 本変更に伴う技術基準予定、影響は消防本日とする変更になります、これは問題は問題。 |
| 0:47:50 | ここまでですね、補足資料 1 での説明でございます。ちょっと長くなりましたがけれども、まず説明させていただきました。 |
| 0:48:04 | はい。 |
| 0:48:06 | 折戸です。 |
| 0:48:10 | いやこういうまでの、 |
| 0:48:13 | まず報告資料 1 の説明について、 |
| 0:48:17 | 本当ありますでしょうか。 |
| 0:48:23 | 規制庁内海ですけどもよろしいでしょうか。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:48:29 | はいどうぞ。すいません、私はちょっと2点ほど、基本的なところをお伺いしたいんですけども、こそ、今説明があった資料補足説明資料1の、 |
| 0:48:39 | 10ページなんんですけど、6期の中間層の説明におきましてですね。 |
| 0:48:48 | 2ポツの(2)の説明で移設に伴う位置の変更わずかであって臨界評価上も問題ないとあと、 |
| 0:48:56 | 位置図が変わるほど変更ではありませんよと説明があったんすけども、 |
| 0:49:00 | ロッカーこのろ過器中間層の、 |
| 0:49:03 | 申請書上の例えば耐震の地震による損傷の評価とかを見ると、 |
| 0:49:09 | この設備って |
| 0:49:11 | 肺癌の一部として何か表耐震は越していますって話があって、 |
| 0:49:17 | この移設版で多分、多少位置がずれてると思うんですけども、それとの位置ずれによって耐震上の評価って、何か影響っていうのはないんでしょうかっていうところがまず1点目。 |
| 0:49:30 | です。 |
| 0:49:31 | あと、あわせてなんですけども同じようにその位置をずらしたことによる影響ということで、この9日6期の中間層につきましては、6次申請とかの、 |
| 0:49:43 | 添付書類等その立体角評価の結果とかのところでユニットの座標とかをいろいろ記載してる部分が、図面とか添付書類ありますけどもそういったところでもう |
| 0:49:55 | 座標の位置とか、 |
| 0:49:56 | ていうのは変わりないっていうところの認識で大丈夫ですかっていうことと、それ、それらの座標っていうかその位置がずれたことによって、その評価っていうのも、 |
| 0:50:07 | 影響はないんですよねというところで、2点確認したいんですけどもよろしいでしょうか。 |
| 0:50:17 | はい。三菱原子燃料の清水でございます。まずですねちょっと中間層の1の耐震につきましてはちょっと内部、もう1回ちょっと確認させてください。お時間いただきます。 |
| 0:50:28 | それからですね、ユニットの座標の位置につきましてはこちらはですね最新の伊井小野沢編の位置で評価されておりまして問題点。 |
| 0:50:37 | ちょっと少々ちょっと見るようにさせていただき、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間で示します。

| | |
|---------|--|
| 0:51:11 | あ、すみません、三菱原子燃料の清水でございます。配管のナカノを資料として見てるということは確かのようでございます。で、1のずれですけれどもこの程度の位置のずれでは、 |
| 0:51:22 | 全くそのハイバンの |
| 0:51:26 | 影響、 |
| 0:51:27 | 今ですね、影響のないような範囲でございますので問題はございます。 |
| 0:51:34 | 規制庁先生了解さんの影響っていうかあれですね評価、評価上に何か影響するような図レートではないということあります。 |
| 0:51:43 | 以上です。 |
| 0:51:45 | アリタですとちょっと今の件でちょっと関連していきたいんですけど、 |
| 0:51:50 | まずこれ申請書の記載っていうのはその次設前なのが1月号なのかどっちの状態で、 |
| 0:51:59 | 申請されてるんですかね。 |
| 0:52:04 | 三菱原子燃料の杉です。少々お待ちください。 |
| 0:52:33 | はい。三菱原子燃料の永利です。すいません。今の件なんんですけど、とですね申請は変更後の |
| 0:52:42 | 内容で記載してございます。ユニットで検査はですね、当然その変えた後も状態で座標を測定して、それで検査をしてください。 |
| 0:52:52 | アリタです。つまりこの |
| 0:52:55 | 技術後の状態で臨界を評価して、申請はってきて、 |
| 0:53:01 | んですがその技術したってことが申請書に書いてなかったと。なぜそこを直すってことが迫り、 |
| 0:53:08 | あ、そうですねはい。 |
| 0:53:15 | わかりましたはい。 |
| 0:53:17 | 衛藤ですね、三菱原子燃料のナガトシてすいません。ちょっと今のに合わせましてですね、ちょっと別紙のところですね、2-1の、 |
| 0:53:26 | (1)ですね。 |
| 0:53:28 | 計画しながらちょっとすいません、ここが誤記でございまして、計画していたが、田野四方さんで、この資料を訂正させていただきます。ありがとうございます。10ページの(1)どうですか。 |
| 0:53:40 | 10ページの2の(1)のところですね、施行に申請段階。 |
| 0:53:44 | 技術は計画していかって、系統を計画してたかっていう。 |
| 0:53:55 | 移設を計画していたって、すごい。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:53:59 | はい。計画を過ぎたが、はい。それを正しくですね、変更内容のところに落とし込めてなかったと。要は配置図だけ正しい形にしといて、 |
| 0:54:11 | 変更内容のところでちょっと挙げてなかった。 |
| 0:54:13 | そういうことでございます。 |
| 0:54:15 | 企業票に技術下で書いてなかっただけで図面とか全部そこにして、 |
| 0:54:20 | 臨界評価もそれに基づいてやってるってことなんですね。そうでござります。 |
| 0:54:35 | 有田です。別の関係で言うともう1個 |
| 0:54:40 | どうだ。 |
| 0:54:45 | 10ページのろ過器、括弧中間層と安井。 |
| 0:54:49 | これも何かその系設備の移設ってのがあってこれも結局同じ状態で、 |
| 0:54:55 | 移設するつもりで言っています。 |
| 0:55:04 | 麻生すいませんロックピンすみません。 |
| 0:55:07 | 4ページのすてき括弧、ADU他ってやつでこれもなんか、 |
| 0:55:13 | 移設の話があって、これも同様に、 |
| 0:55:16 | 埋設する計画でいてそれを踏まえた図面とか、 |
| 0:55:20 | 臨界評価とかしてたんですが、仕様表の変更内容の欄に書き忘れたっていう、そういうこといいですか。 |
| 0:55:31 | ございます。 |
| 0:55:32 | 梅野ナガトシ藤間Head。 |
| 0:55:35 | 6ページ。 |
| 0:55:39 | 6ページ積とかはですね新設とか、更新ですんで富田様なもんなんですけれど、要は新設に伴って、 |
| 0:55:50 | 炭化物様っていうのはちょっと自明と思っておって、それですねそこをアンカーを打つよというどころですね新規ってのを書き忘れたと。 |
| 0:55:58 | はい。アンカー追設。 |
| 0:56:02 | または今回に入れてこの |
| 0:56:06 | 今ナンバー中No.10だったらこれって何か、 |
| 0:56:09 | 何か追設本体伊勢通が二つあるみたいなんですけど。 |
| 0:56:22 | あ、あ、すいません、水井技師の志水ですけど、どちらの審議、 |
| 0:56:27 | 5ページから6ページに書いてるやつですね。 |
| 0:56:32 | はい。 |
| 0:56:39 | D、 |
| 0:56:41 | これもこれまで何か幾つかな。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:57:00 | わかんない。 |
| 0:57:03 | 本来の案かを、 |
| 0:57:24 | 上の、森木の通り、形成したり、実際のものもありますんで、これについてはきちんとしたということでございます。 |
| 0:57:35 | ちょっと確認ですけど、この5ページから6ページに書いてるやつで、アンカー追設については新規ってかけ合わせるから書きますよそれはわかるんですけど、 |
| 0:57:46 | 退位説ってのがあってこれは、 |
| 0:57:51 | このNo.7からNo.重要な設備がありますけどこれはすべてじゃなくて一部のやつは、本体に質問やってて、 |
| 0:57:59 | その移設は |
| 0:58:03 | 一部、 |
| 0:58:06 | 仕様表の書き忘れ出たっていう。 |
| 0:58:09 | そういうことなんですかね。 |
| 0:58:54 | M F等として、5日の通り、としたものもあります。 |
| 0:59:00 | それでいうとちょっと、別紙1-1に、ちょっとんちゃうんですけどそれ、 |
| 0:59:05 | ですね、 |
| 0:59:09 | はい。 |
| 0:59:11 | 他、 |
| 0:59:13 | 例えば5ページのNo.19はこれ、移設が明記した解説を、 |
| 0:59:19 | 追記するっていうのが対応で変えていけないですか。 |
| 0:59:23 | 他方でナンバー7から、 |
| 0:59:29 | を何本も、 |
| 0:59:34 | NoなるかNo.14番ですかナンバー中No.14は、これ。 |
| 0:59:39 | これなんか新設アンカーの件と、移設土建が二つある。 |
| 0:59:43 | そうで同じ整理であればこれNo.ナカノNo.事業の対応も、 |
| 0:59:48 | 移設を明記するという対応が出てこなきやおかしいと思うんですけど、これ、 |
| 0:59:53 | これを、ただNo.中No.14ではこれ追設新設アンカーのことしか書いてなくて、 |
| 1:00:01 | この何番中No.14の、 |
| 1:00:05 | 移設の件はこれはどういう状態になるんですかね。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:00:10 | 水木平井の清水です。すいませんこちらですね 10 分人柄に書いてるんですけども、本体を施設したりとか追設したりとかいろんな事情がござあってですね。 |
| 1:00:24 | その事情については、後、申請通りなんですかけども、そこんときにその結果としてアンカーを打ちますと、 |
| 1:00:32 | 打ったアンカーの新設新規っていうのを開示しませんでしたと。 |
| 1:00:36 | そういうことでございまして、移設したこと自体は書いてるんですか全部ちゃんと入ってるところならば、はい。 |
| 1:00:45 | なのでそこは読み取れるんだけれどもアンカーの新新規っていうところを書くのんだけがちょっと抜けてましたと、そういうものでござります。 |
| 1:00:55 | ちょっとすいません、パターン 2、ちょっと確認ですけど 7 番から 14 番は、 |
| 1:01:01 | 埋設してるやつとしてないやつがあります。ただ移設したやつはちゃんと申請書には書いています。で問題になってるのはアンカーの新設が書いてなかつたのでそれを修正するっていう |
| 1:01:13 | そういうことですね。 |
| 1:01:15 | はい。その通りでございます。わかりました。 |
| 1:01:24 | 村長。 |
| 1:01:35 | 規制庁座ですけど、ちょうど今有田が質問したところのページに該当するところで、一つ確認ですけど、 |
| 1:01:43 | 6 ページの今後の対応のところの一つ目のポツで、耐震第 3 類の設備を除くって書かれてるのはこれはどういう意味なんですかね。 |
| 1:02:02 | M N F ナガトシです。 |
| 1:02:04 | そうですね。申請書の仕様表ですね、作り込みのところでですね、一類で乳井設備についてはですね、耐震の要求は S A 等、部材ですね、主な部材等、 |
| 1:02:17 | 丹アンカーとかですね、そういうものを記載するルールにしております。そして、3 類の方についてはですね仕様表には落とし込んでおりませんので、そこに |
| 1:02:29 | もともとのものが無いんでそこに新規というのを書かせて等価ことはしないとそういう趣旨でございます。 |
| 1:02:42 | 規制庁蔵です。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間で示します。

| | |
|---------|---|
| 1:02:44 | そうするとだから、3例については、その仕様表の部材だとかそういうところにも、 |
| 1:02:52 | 記載していないルール。 |
| 1:02:55 | のためにも出てくるものがないということですよね今の説明だと。 |
| 1:03:01 | イメージがあるって、そうですね仕様書は取ってないです。図面とかありますんで、 |
| 1:03:07 | 図面の方には書き込ま。 |
| 1:03:17 | 現状の整備はわかりました。 |
| 1:04:09 | 規制庁中野です。私からも質問いいですかね。 |
| 1:04:14 | 7ページなんですけど、 |
| 1:04:17 | 作りフィーダのケーシング更新ということで、 |
| 1:04:20 | 全く同じものに更新したという理解なんんですけど。 |
| 1:04:25 | ただ全く同じものに更新しただけでも、 |
| 1:04:29 | 改造工事の一環になるんですかこれ。 |
| 1:04:35 | M N F ナガトシ。 |
| 1:04:36 | そうですね戻って本当に更新で、 |
| 1:04:39 | それでちょっと補修というものもあってですね、決済の中でちょっと再度議論して、はい。これについてはですね、当会場でも避けようということで、 |
| 1:04:52 | 次、方針ですね、方針で申し上げるということで、はい、竹井行きました。 |
| 1:04:59 | 全く同じもNOに更新するだけでもし申請が必要ということなんですか。 |
| 1:05:07 | その理由がよくわからなかったんですけど。 |
| 1:05:16 | うん。 |
| 1:05:29 | 三菱原子燃料の清水でございます。 |
| 1:05:33 | 一般的にですね交換する類のものにつきまして改造工事といちいち、申請させていただくという方針ではございません。これは基本方針でございます。 |
| 1:05:44 | ただし、この副リーダーのケーシングといいますものは特注品というか、当社のですねこの設備の特有のものでございますので、 |
| 1:05:54 | こちらにつきましては改めて改良と、改造というか、改造の部類として更新ということを記載させていただこうというふうに判断したものでございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:06:09 | おっしゃりたいことはわかりましたけど、全然その理由は私的には納得できるものじゃないんですけど、言いたいことはわかりました。はい。 |
| 1:06:45 | 規制庁小澤ですけど。 |
| 1:06:48 | 17 ページ。 |
| 1:06:51 | もう、 |
| 1:06:53 | 排ガス分解装置のポツ (1) の、 |
| 1:06:58 | ところなんすけれども、 |
| 1:07:13 | このなお書きのところの取付ボルトについては交換することもあると考 えているため、地域の記載は追加しないとか、何を言ってるんですかこれ。 |
| 1:07:24 | ちょっと理解できなかったんですけど。 |
| 1:07:31 | 泉谷議員への、清水でございます。アンカーボルトの違いというものを ちょっと飛ばして説明させていただくために追加したものを見たものでございます。 |
| 1:07:51 | ちょっと今の説明でも理解できていませんけど、 |
| 1:07:58 | 三菱原子燃料の志水でございます。 |
| 1:08:01 | パリティボールドは実際には |
| 1:08:05 | 不定期ではございますけれども交換すると、いうような事例はございま す。保守の安定。 |
| 1:08:12 | ですので交換品という位置付けで考えております。 |
| 1:08:17 | 従いまして、アンカーボルトの方はなぜ上間氏、盛鳥飼ですね、新規と いうふうに書いてるにもかかわらずですね、取付ボルトの方は新規と構 わない、同じボールドなんだけれども、 |
| 1:08:32 | 違うのはなぜかというとアンカーボルトの方はそれほど品の |
| 1:08:37 | 頻繁に取りかえるというようなことを想定しておりませんので、新規と 書いてございますけれども、取付ボルトに関しては、こま交換品で あるので、そこは新規というふうな記載はしませんし、しないでおきま す。 |
| 1:08:51 | ということですね。 |
| 1:08:54 | なんて言うんですか、ちょっと、 |
| 1:08:57 | 特別に記載したものでございます。 |
| 1:09:06 | 規制庁さんですが言いたいことはわかりました。 |
| 1:09:35 | それで今このこのファイナンス分解装置のところっていうのは、4 ポツ の技術基準の二条のところの説明の通り、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:09:47 | 結局使用料の変更内容の記載の見直しだけであって、結局、 |
| 1:09:56 | 耐震補強という形で何もしていない状況というところのものが、 |
| 1:10:02 | 資料だとかについてはそういう状況のものがすべて記載されているっていう理解でいいんですよね。 |
| 1:10:10 | 三菱原子燃料の清水でございます。その通りでございます。 |
| 1:10:15 | はい、わかりました。 |
| 1:10:31 | 続いて、24、規制庁座ですけど、24 ページ。 |
| 1:10:39 | です。 |
| 1:10:43 | いえ、 |
| 1:10:56 | 次は、 |
| 1:11:00 | ちょっとここをもう一度ご説明していただけますかね。 |
| 1:11:08 | 三菱原子燃料の清水です。24 ページ目をもう一度説明させていただきます。 |
| 1:11:14 | 放射線管理棟のコンクリートブロック壁の上部の間仕切り壁の設置工事についてです。 |
| 1:11:19 | 先ほど、まとめて説明しておりますので、少しは測ってしまったところもございましょうから、少し丁寧に説明させていただきます。 |
| 1:11:30 | 市としてはですね、 |
| 1:11:34 | は、放射線管理等の入ったところでございまして、そのですね、壁、のところですね、コンクリートブロックがございます。 |
| 1:11:46 | そのコンクリートブロックの壁なんですけれども、その屋根のところですね、屋根もコンクリートの屋根でございますけれども、その間にですね、今が |
| 1:11:59 | いう状態になって、 |
| 1:12:02 | 窓もそのそういう状態でございまして、天井がですね、ついてるんでこの隙間というのは、通常の状態では、 |
| 1:12:13 | まだ隙間が空いてはいるんですけども、 |
| 1:12:18 | 5月1日の管理官全部ね、天井もございますので、これまでね、何か問題になるとか、そういったようなものでは、 |
| 1:12:28 | 今回ですね、このダクトとかのですね、工事をするに当たりましてですね、天井を守り替えるというときに、現状1回外さないといけない。 |
| 1:12:42 | いうことがございましたので、1回調査をしましたらですね、今買ってるということが確認できました。 |
| 1:12:49 | 全部天井外してしまいますと、負圧維持の観点で、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:12:54 | 問題になる可能性も考えられましたので、石膏ボードをですね、一度設置をいたしまして、その設置をすることによって、天井を上げていきます。 |
| 1:13:05 | ね、まずうができるようにしたものでございます。 |
| 1:13:12 | 衛藤、この工事の後ですね、天井を復旧させたんすけれども、この石膏ボードがそのまま残ってる。 |
| 1:13:19 | いう状態でございます。 |
| 1:13:23 | この残った石膏ボードでございますけれども、厚目がですね、 |
| 1:13:31 | 赤い区域の壁としてですね、必要な隅田なかったために、 |
| 1:13:38 | このコンクリートブロックはですね、耐火時間が十分にあるんですけれども、そこの部分がですね、そのポンプのブロックに比べてですね、不足するというような、 |
| 1:13:49 | そういういた状態になっているということが、今回の調査でわかりましたので、この耐火時間をですね、担保させるべくですね、この施工ボードのあるところに、 |
| 1:14:01 | 鋼板をね、場所しましょうと。 |
| 1:14:04 | そういうふうに考えに至ったものでございます。 |
| 1:14:08 | こちらがですね、事象のちょっと説明でございます。 |
| 1:14:17 | この設工認のですね、作成の段階ではですね、こちらは |
| 1:14:24 | そういう基盤っていうものは想定しておりませんで、工事の段階で気が付いたんですけども、恒久的にですね、はその天井がございますので恒久的な工事がないのでこのP E Tコードを設置したと。 |
| 1:14:39 | いったことに関しまして、そこに施工人に反映発注ということをお考えに至らなかつたために、この変更がなされない状態で、現在に至っているということでございます。 |
| 1:14:53 | 規制庁座間です大体内容はわかりました。そうするとね、設工認の申請資料はここ1年、コンクリートブロック株なつていて、それで火災影響評価だとかをしているっていう状況。 |
| 1:15:11 | ということでおろしいですかます。 |
| 1:15:16 | ぜひ、吉水です。はい、雨森でございます。 |
| 1:15:20 | はい。そうしたときに、ここ実際は空間があいていて、 |
| 1:15:26 | ちょっと状況違いましたっていうことですので、そうすると、違う。現状の設工認の申請書上で記載されているものと違うもので手当しようとしてますけども、そうすると評価に影響しますからね。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:15:44 | 17年度市民です。評価に影響することは承知いたしております。 |
| 1:15:49 | そうすると、その日評価に影響するっていうことは、包含されるからいいだうっていうことではなくて、変えたものに対しての評価をきちんと記載していただく必要があるよってわけですよ。 |
| 1:16:02 | 記載だけの問題ではなくて、 |
| 1:16:09 | 繰り返しやらない。 |
| 1:16:11 | 水木の志水です。おっしゃっておりますのは |
| 1:16:16 | 添付資料とかのその評価のところがこの時、ボードなり、鋼板なりが登場するようなそういう評価になりますよとそういうことをおっしゃっておられるんでしょうか。そういう状況にも記載がなっているんじゃないですかってことです。 |
| 1:16:35 | 三菱原子燃料の清水、少々お待ちください。 |
| 1:17:10 | 水井東縁の清水でございます。このようですね仕様の変更に関してですね、影響のあるところにつきましては記載を変更しております。 |
| 1:17:20 | ただしですね、このコンクリートブロックのこの部分のところに関して詳細にですね、記載が変更するというような、そういう東條というところがちょっと |
| 1:17:33 | ないのでですね、こういう細かい評価をね、すべて添付資料に反映、こんだけ重量がかかりますとかそういったことは、今のところは記載しておりません。 |
| 1:17:45 | そういう線図ですけど、耐震評価とかでそういうところが出てこないのはわかってるんですけども、火災と評価とかで、耐火へきっていうのはコンクリートブロックでやられてるっていう記載になってるんじゃないですか。 |
| 1:18:07 | 水島重野清水でございます。現在ですね、のコンクリートブロックしか登場してこないんですけども、こちらにですね、登場人物として、新しく |
| 1:18:18 | 鋼板とか、そういうものをですね登場させまして、火災影響評価を追加変更するということで、今回遠方、 |
| 1:18:29 | を計画している問題も、shallowでわかりました。だからそこも届け出の中、 |
| 1:18:36 | 後受けされるのか補正されるのかあれですけれども、その中の、 |
| 1:18:41 | 記載項目として、 |
| 1:18:44 | 変更項目として挙げられてるってことですね、今のご説明だとか。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:18:50 | 三菱原子燃料の清水ですそのご理解の通りでございます。 |
| 1:18:59 | おっしゃってることはわかりました。 |
| 1:19:17 | 今の多分、規制庁座ですけれども、今の質問に当類似しているのが多分 28 ページもこれは同じかなと思うんですけども、 |
| 1:19:35 | 水井東野清水でございます。 |
| 1:19:39 | 工認上の扱いとしては同じだと考えております。 |
| 1:19:55 | それで工認上の影響は同じっていうのは、要するにあれですよね、その 空間部であったところに対しても、今言ったような |
| 1:20:06 | 火災の評価だとかを、 |
| 1:20:11 | 再度やる必要があるものにⅡ期は、やられて、変更で、その部分も含め て、変更されるっていう認識でいるっていうことですね。 |
| 1:20:24 | 三菱原子燃料の鷲見です。ご理解の通りでございます。 |
| 1:20:39 | 規制庁湯沢です。今、神保側から、 |
| 1:20:44 | M N F の方の言っていることはわかりました。 |
| 1:21:04 | 規制庁、小澤ですけれども、ちょっと戻つ。 |
| 1:21:09 | いいです。 |
| 1:21:16 | を、 |
| 1:21:17 | 26 ページ。 |
| 1:21:21 | なんですけれども、 |
| 1:21:24 | ここは、4 ポツの技術基準への影響のところで、仕様表の変更内容の見 直しだけっていうことで、資料には、 |
| 1:21:36 | 変更はないよ。 |
| 1:21:39 | っていう |
| 1:21:41 | ことなんですけれども、 |
| 1:21:45 | ねえ。 |
| 1:21:46 | 藤。 |
| 1:21:48 | この説明見ると変更あるような気がするんですけど、変更がないという ふうなことでよろしいですか。 |
| 1:21:57 | メール、三菱原子燃料の幅野と申します。 |
| 1:22:00 | 今回この設置に関しまして、衛藤ガラス窓があったりですねガラリがあ ったというところに関しましては、総数を別表構成するコウハン |
| 1:22:10 | と同じや組のですね、鋼板をそこの上に、 |
| 1:22:15 | 追設するということで、今回このエリアのその対価を対応しようと考え ておりますので、そういった意味では、この設備に対して同じ確認の |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:22:25 | 方はわかるということでここでは非常に変更はなくというふうに記載させていただいております。 |
| 1:22:37 | そういうことか、規制庁座です。 |
| 1:22:41 | そうするとだ、だから地面上とかでも、その後半で閉止するっていう状況になっていて、 |
| 1:22:49 | 実態としては、天P2天日が後半と同じようになり、同じような扱いになるように、工事をした上で、後半としていたなんだけれども、 |
| 1:23:01 | 変更内容だけちょっと記載漏れされてたっていうことですね。 |
| 1:23:09 | はい。理事兼医療連携タマノイです。そのご理解で結構でございます。 |
| 1:23:15 | ITとおっしゃってることはわかりました。 |
| 1:23:48 | 続いて次のページなんですけれども、27ページですね。 |
| 1:23:55 | ええ。 |
| 1:24:17 | もうこれもう、あれですか部分的な工事だから工事するっていうふうに認識してなかったけれど、記載してなかったけれども、 |
| 1:24:28 | もともとその壁に補修するっていう計画で、 |
| 1:24:33 | その通り記載されていて実態はそうなっているっていうことでいいんですね。 |
| 1:24:42 | 東野吉見です。その通りでございます。 |
| 1:24:49 | す。 |
| 1:25:06 | 規制庁澤です。それと、あともう一つですね30ページ。 |
| 1:25:11 | この石膏ボードの工事管理の一部見直しっていうところの、 |
| 1:25:16 | これもうさっきのと同じですね |
| 1:25:20 | 空間があってコンクリートブロックだとかっていうようなところを、 |
| 1:25:26 | 変更するっていうようなところで一緒に、ここもう、 |
| 1:25:31 | 支店、 |
| 1:25:34 | 火災影響評価のところは、評価し直してっていうことで変更され、 |
| 1:25:41 | る予定でいるっていうことなんですね。 |
| 1:25:44 | これ、壁を追設しなくても、耐火時間を満足しておりっていうのは、おそらく追設しなくても、 |
| 1:25:51 | でもこれは補器、結局追設しないから保守的にはならないですね。 |
| 1:25:56 | 非保守的なんだけれども、 |
| 1:25:58 | 評価は満足しているからっていうようなことが記載されるってことなんですか。 |
| 1:26:07 | いえ、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:26:09 | 院長、ミツハシの清水です。おっしゃって通りでございます。 |
| 1:26:14 | コンクリートブロック食うにで十分だったので |
| 1:26:20 | は、追設はしませんけれども、評価上は何ら |
| 1:26:24 | 変化はございません。 |
| 1:26:27 | 特性調査です。 |
| 1:26:31 | おっしゃってることはわかりました。 |
| 1:26:47 | 規制庁澤です。私からは以上です。 |
| 1:26:58 | すいません規制庁内海ですけどもちょっと1点だけか、基本的なところで確認させていただきたいんすけどさっき仲野から質問があったスクリュー、 |
| 1:27:06 | フィーダのケーシングの方針の件で、 |
| 1:27:09 | 御説明で更新だけど、同一商品の方針だけど、改造になりますっていう話があったかと思うんですけど。 |
| 1:27:17 | ちょっと伺いで例えば7次設工認の、 |
| 1:27:21 | 添付書類とか、2238ページとかに |
| 1:27:25 | MNFのその階層区分というのが一応一覧があってその中で更新ってありますけどその更新にも当てはまらないっていうことなんでしょうか。 |
| 1:27:38 | 三菱原子燃料の清水でございます。章に、そこに書いてあります、定義がですね全たいいですね全部の、 |
| 1:27:48 | 何か、 |
| 1:27:49 | 井谷善太がですね、更新等の改造なのかっていうようなことでみたいな。 |
| 1:27:55 | 今回の設備がですね全体的には改造でございましてその部分が、 |
| 1:28:00 | 丸々更新される。 |
| 1:28:02 | スペックは全く同じ、そのスクリューフィーダのケーシングという点だけにおきましては、講師になるということでございます。 |
| 1:28:10 | 規制庁として赤だからあれですねその仕様表上は改造、何か変更区分改造と書いてその中にスプレーフィーダ方針するっていう文言が入ってる感じでは、ここは改造の内容書いてあるみたいな。 |
| 1:28:23 | そういうイメージですよね。多分、 |
| 1:28:27 | 三菱原子燃料の驚見です。こういうイメージでございます。 |
| 1:28:32 | 規制庁津田亮会長ありがとうございます以上です。 |
| 1:28:57 | こ、 |
| 1:28:58 | する、そう。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:29:13 | 究明追加するんです。追加。 |
| 1:29:15 | 文面に記載する。 |
| 1:29:20 | うん。 |
| 1:29:23 | 評価上は今、 |
| 1:29:30 | 藤浅見。 |
| 1:29:32 | じゃあ他ないようであれば補足資料 2 の方に、すいません。 |
| 1:29:40 | すいませんちょっと 1 件 1 件だけ中央です設計のチバですけど、確認したいんですけど。 |
| 1:29:47 | 30 ページ |
| 1:29:49 | 検査段階の (3) の検査檀家について、 |
| 1:29:57 | プライム壁も同じ工事が実施されてる思い込み確認を行うかかったため、検査要するに要請後石塙気づかなかつたって書いてあるんですけど、つまり、 |
| 1:30:09 | これ現場を確認しないのに、検査は合格とした。 |
| 1:30:15 | ということですかね。次。 |
| 1:30:21 | 三村。 |
| 1:30:22 | 水井二瓶の清水でございます。現場を確認しに行ったんですけども、連続的な壁であるということをも考えて、全面にわたって検査しなかつたと。 |
| 1:30:35 | いうのが、事情でございます。 |
| 1:30:38 | そこに、つまり私が確認したかったのは、検査していないのに、 |
| 1:30:45 | 合格としたんですかどうなんですかとそこだけなんんですけど。 |
| 1:30:53 | 三菱原子燃料の清水です。検査は実施しております。 |
| 1:30:58 | 同じ駄目だと考えて合格にしたということなんですけれども、当該の部分に関してちゃんと見なかったという感じに関しては、見ていないのに合格したというふうに、ここにあります。 |
| 1:31:13 | 見てないのに、合格にしたってことですね。わかりました。 |
| 1:31:21 | 旧野瀬久米田。 |
| 1:32:22 | えっと質問ながら進めもらえばいいんじゃないですか。 |
| 1:32:26 | いや、次、それでいいですかね |
| 1:32:29 | はい。はい。 |
| 1:32:31 | 補足説明 2 の方を、 |
| 1:32:34 | 説明をお願いします。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:32:38 | 福重主事の清水でございます。補足説明資料 2 の方に説明させていただき、 |
| 1:32:44 | こちらもですね、行ってきてっていうか概要、ざっと説明させていただき、 |
| 1:32:50 | 沖田鉄道に変更不要の理由についてということでございまして、 |
| 1:32:56 | 重視されましてですね、委員会ご報告申し上げてるような、各種事例で設工認の変更に破壊しないと、ならないというふうに考えているものでございます。 |
| 1:33:08 | この整理結果は、下に書いてございます。 |
| 1:33:11 | 表示に書いてございます。 |
| 1:33:14 | こちらもですね、補足 2-1 に次、2-2 に建物という形で開発していくだいております。 |
| 1:33:23 | 理由なんですけれども、 |
| 1:33:26 | 定期的な交換とか工事に伴う交換というようなもの、パネルやポンプ取付ボルトこういったものはですね、1、案。 |
| 1:33:35 | どうぞすいませんはい。 |
| 1:33:39 | こういう定期的な交換を行うような汎用部材だと機器だと、一般産業用工業品として解釈できるものっていうものに関しましてはですね、 |
| 1:33:48 | 移設工事の変更内容には記載しないということで、分類させていただいており、 |
| 1:33:55 | また盛り替えのときにですね交換するものでございまして、元のですね形状や機能に、もう復旧されてしまうものにつきましてはですね、 |
| 1:34:04 | これは少し変更内容には影響しないと判断しております、 |
| 1:34:10 | 設置工事の変更内容で読み取れるもの、鉄塔の変更内容と言ってもですね、すべてを事細かく記載するというのもなかなか難しいところもございますので、 |
| 1:34:23 | 細かいところはありますけれども、大くりのですね変更内容で読み取れるといったような、そういう対応のものがございます。 |
| 1:34:34 | それからですね、追加検査が必要ということで今回の整理ですね、一度ご報告させていただきました各種建物の部位だと、ものがありまして、 |
| 1:34:46 | こちらにつきましてはですね、設工認に変更、影響はしない。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:34:51 | はい戸部館さんの壁がですねちょっと検査から漏れ、検査がされてなかったというものは追加検査をするんですけども、それは適当に通りに検査するというものでございますので、 |
| 1:35:03 | 影響はございませんというものでございます。 |
| 1:35:05 | 一次P E T復旧に関しても同様でござい。 |
| 1:35:10 | 地域や個人とも影響のないものというものでこちらですね、 |
| 1:35:16 | 九州辺りだものですね、何ら影響がなかったというもので、これは転換工場の建設提案のみなんですけれども、問題ないと判断したものでございます。 |
| 1:35:29 | それから体制等によりまして、鉄道に通りとするもので、一度W e n c h u a n設備のですねL型高につきまして仕様の違いをですね、中止させていただきましたが、 |
| 1:35:40 | こちらにつきましてはもう再施工をしてですね、15年度とし、再検査をして、次、元に、設工認通りに福島を、 |
| 1:35:49 | そういう分類でございます。 |
| 1:35:53 | 別紙のですね、補足の2-1と、2002-1-2にですね、これらのことについて書いてございます。 |
| 1:36:02 | 代表的なものをですね設備につきましては発注にかけており、 |
| 1:36:06 | 建物につきましては一番右側のところにですね、添付2とか書いてございますけれども、代表的なものにつきまして、報告のですね、添付をつけてございます。 |
| 1:36:18 | どのようなものなのかというものにつきまして簡単に説明させていただき、 |
| 1:36:23 | まず、添付の1なんですけれども、こちらはですね、ペレット法内運搬車でも、運搬容器でございます。 |
| 1:36:30 | これはですね、改造とを書いておりまして核的制限値を徹底するため、改造しております。 |
| 1:36:36 | まさにこの核的制限値に合致するように今回要求をですね、全面的な改造ではございますけれども、改造しております。 |
| 1:36:46 | これはまさに核的制限値になったのにありましたので、それを読み取れますのでこれは読み取りという事例で出してございます。 |
| 1:36:59 | 次のページですけれども、これは |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:37:02 | 配管ダクトのですね事例でございます。配管ダクト関係はですね、かなりたくさんございましてこれ代表事例でございますけれども、多数の事例がございます。 |
| 1:37:14 | これは盛り替えに伴ってですね交換したりとか、するようなことがございますけれどもこれは完全に元の形状に戻すものでございますので、購入の変更内容に影響しないという判断をしてございます。 |
| 1:37:28 | 国のプールでございますけれども、ポンプがございます。 |
| 1:37:33 | 本部といいますものは、もう比較的ですね頻度を高頻度に交換するものでございまして、一般産業用工業品ということで、 |
| 1:37:44 | ね、こちらにつきましては、変更内容には記載してございます。 |
| 1:37:51 | その次のですね姑分と書いてございますけれども、こちらはですね、主、管みたいなものでございまして、これもですね、配管工事というようなものと同等でございますので、 |
| 1:38:04 | 営業しないと判断してございます。 |
| 1:38:08 | そのページにパネルルート記載でございますけれども、パネル類はですね、これはやはり、見えなくなってきたりとかするかですね交換したりすることでございますのでこちらにつきましても、 |
| 1:38:20 | 変更としては記載しませんというものでございます。 |
| 1:38:26 | その次の事例でございますけれども、工程のエアフィルターですね、課題でございます。 |
| 1:38:32 | こちらは読み、いわゆる読み鳥井でございましてですね、金属製カバーを交換する時にですね、 |
| 1:38:41 | 後でですねその学校の |
| 1:38:44 | 安全ですね、英語の課題の方も交換してる場合がございますけれどもこちらは国の規制カバーの交換のところで、読み取るということが可能だと考えて、規制は変更します。 |
| 1:38:57 | 次のページの保育所でございます。これにはですね保育所がついていり、保育所でですねあるんですけども、こちらはですね、一般産業予防原因と解釈しまして、変更内容に記載して進めております。 |
| 1:39:15 | アンカーの打ち直しでございますけれども、江森さんに伴って更新した、しましたアンカーにつきましてはですね、当初計画、設計上の計画では取りかえる計画はしておりませんで、 |
| 1:39:25 | 元の機能に復旧するだけのものでございますので変更内容には、記載し、ものでございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:39:34 | その次はですね、先ほど申し上げました配管と同様でございますけれども り替えに伴います配管でございまして、こちらも元の機能に復帰させるものにつきましてはですね、 |
| 1:39:45 | 影響しないと判断してございます。 |
| 1:39:50 | その次でございますけれども、蓋というものもございます。蓋はですね、安全機能を有しないというものでごみどっかが入らないようにするために念のために設置しているというものでございます。 |
| 1:40:01 | 今回自主性のものをですね耐久性の高い金属製のものに交換したんですけども、施行には抵触しないと考えております、この辺に記載してございます。 |
| 1:40:14 | その次がですね、ピンポンカバーでございます。 |
| 1:40:17 | 本サーバーはですね、1回取り外すと再利用が困難でございますので、こちらはですね、取り外した保安カバーを新しいものに |
| 1:40:27 | ということでこれはもう工事に伴う交換としてですね、設工認の変更内容には記載はして、 |
| 1:40:36 | ロータリーキルンのところでは列番でございます。 |
| 1:40:39 | パレット版はですね |
| 1:40:42 | 圧力が高くなつたというものですけどもその消耗品、消耗品というか、定期的に交換しないといけないものでございますので、こちらも会場対象にはなってきています。 |
| 1:40:57 | 次建物なんですけれども、建物のL A S 脆かっ壁なんじゃ、森高部なんですけれども、こちらもですね、 |
| 1:41:05 | 工事の時に盛り替えの際にですね、1回ですね撤去しまして、また復旧をさせておりますけれども、 |
| 1:41:12 | これは盛り替えに伴う実績を復旧とみなしまして、施工人の変更内容に影響しないと判断してございます。 |
| 1:41:21 | 赤色の事例がですねこのガルバリウム鋼板でございますけれども、こちらはですね、何ら影響しないということで、 |
| 1:41:29 | 方も必要ないものでございまして、 |
| 1:41:33 | 以前にですね、設工認の |
| 1:41:38 | 更新をしていたんですけれども今回改めてですね竜巻の評価というものがございますので、申請対応としてですね、排水施設補強として申請しているものでございます。 |
| 1:41:49 | 改造として、申請し会場として検査しておりますけれども、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:41:54 | 何ら問題があるというふうには考へてはございます。 |
| 1:41:59 | ちょっと駆け足ではございますけれども、承認の申請不要ですね、アイテムと代表事例につきまして、ご説明、 |
| 1:42:08 | をさせていただきます。 |
| 1:42:13 | すいませんアリタです。 |
| 1:42:15 | 今のその対象外にあるものの話で、 |
| 1:42:20 | その定期的な交換工事に伴うポーカー。 |
| 1:42:24 | 一般産業品、 |
| 1:42:27 | 障害者ができるのは設購入変更に当たらないという話で、 |
| 1:42:31 | さっきあったケーシングの交換ってこの経審がここには該当しないという整理になってることですね。 |
| 1:42:50 | NM等で、えっとですね、先ほどの経理部の件なんですけれど |
| 1:42:56 | 今回で言うと、添付の4ですね、中途とかの方針にも非常に似てるんですけど、 |
| 1:43:04 | 中東部の間に近いっていうのIVいうのでこっちで |
| 1:43:11 | 該当しないにしたんですけど先ほどの副リーダーはおんなじ機器に更新するんですけど、その一般産業品、そこはちょっと離れてるプラスですね。 |
| 1:43:21 | 副リーダー自体が安全機能番号を持ってると、そういうことなんで先ほどのものが更新として、各、 |
| 1:43:29 | それ以外の本当に管理更新のものは書かないというような定義でございます。 |
| 1:43:37 | はい。 |
| 1:43:40 | はい。 |
| 1:43:46 | あとすいませんもう一つ |
| 1:43:48 | 確か、 |
| 1:43:51 | 御社と、何か御社のトラブルでその排気ダクトが外れて、今何かつけ直す話があったと思うんですけどこれは今日出てる、設工認不要リストが誰かに、 |
| 1:44:04 | 包含されてるっていうことでいいですかね。 |
| 1:44:19 | 三菱原子燃料の清水でございます。ハイカーン。 |
| 1:44:24 | 範囲内でした。妥当ですけれどもこれもともと工事したものが、再工事になってますので設工認の変更内容には、 |
| 1:44:32 | 影響しません。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:44:46 | もう、 |
| 1:44:52 | いや 1 回工事が終わって検査を起こしたからってことで今日の、 |
| 1:44:56 | 出してる資料とは全く関係ない話なんですね。 |
| 1:45:03 | 三菱原子燃料の志水でございます全く関係ない話で、この今回の調査で抽出されるような類のものではございません。 |
| 1:45:13 | はい、わかりました。はい。 |
| 1:45:18 | 規制庁の鷹野です。1 点言うてください。 |
| 1:45:22 | 1 ページ目にある、 |
| 1:45:25 | 不用の理由についてのところなんんですけど、 |
| 1:45:28 | 1 ページ目じゃない、2 ページ目ですね。 |
| 1:45:31 | この理由ナンバー (2) 2 番の盛り返しって、 |
| 1:45:37 | いう日本語がわからないんですけどもりかえってなんですか。 |
| 1:45:44 | 泉谷清野清水です。G の時にちょっと邪魔になるというか、そのときに 1 回ちょっと外してもう 1 回送ってると。 |
| 1:45:53 | こういったことがございますので、それを盛り返すと。 |
| 1:45:56 | 呼んでおります。 |
| 1:45:59 | 一般的な日本語ですかこれ。 |
| 1:46:04 | 三菱原子燃料の志水です。はい。木全で、そこまで言われてるかどうかわかりませんけれどこの工事関係ではですね、一般的であるというふうに考えており、 |
| 1:46:16 | そうなんだ。 |
| 1:46:16 | はい、わかりました。 |
| 1:46:19 | あと、何かしつこくて申しわけないのはさっきのキャッシングの件がやっぱりよくわからなくて、 |
| 1:46:26 | 交換するのに必要なもので必要じゃないものっていうのは、ちょっとわかるように紙に書いてもらえないですかね。 |
| 1:46:36 | 水木矢野志水です。承知いたしました。 |
| 1:46:40 | 以上です。 |
| 1:47:03 | 他ありますか。 |
| 1:47:08 | 専門検査ハヤカワですけれども、 |
| 1:47:13 | 専門検査ハヤカワですけれどもちょっと確認させてください。補足 2-1 の、 |
| 1:47:20 | 説明の中で、 |
| 1:47:23 | ナンバー29 のホイストと、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:47:27 | その下の 44 番の破裂板、記載の中でですね。 |
| 1:47:34 | 基本的には、 |
| 1:47:37 | 季節扱いでやられてると、いう話が書かれていて、ホイストは、 |
| 1:47:45 | 既設から改造として再検査します。 |
| 1:47:49 | また、張り付いたは、再建策用という形で書かれてるんですけど、 |
| 1:47:58 | 内容的には、同じなのに、 |
| 1:48:03 | 29だけ、こちらを再検査するというのがちょっとよくわからなかったんですけど。 |
| 1:48:11 | 教えてください。以上です。 |
| 1:48:15 | 疲弊の清水でございます保育棟とかそういったものを新しくするものにつきましてはですね、改造として再検査を実施いたします。 |
| 1:48:27 | 破裂板につきましてはですねこれは消耗品でございまして変な話、 |
| 1:48:32 | 第 5 品買うとかそういった観点もありますので、牧瀬通ですね、問題ないというふうに判断してございます。 |
| 1:48:42 | いや、 |
| 1:48:46 | 規制庁ハヤカワですけど、だから先ほどの話も含めてその辺の交換に関して、どういうものが、改造になるのか、その辺を整理していただけるということでよろしいですかね。 |
| 1:49:03 | 平年の清水でございます。基本的には改造でございましてとったんすけれども、確かにおっしゃる通りでございますので何、何が聞きたい。明確にさせていただきたいと思います。 |
| 1:49:18 | 規制庁早川です。ありがとうございます。それともう一つ補足 2-2 のところの、 |
| 1:49:26 | まとめ表 No.6 のところで、ラスモルタル壁の話で、改造として再検査、 |
| 1:49:37 | という書き方をしてるんですけども、 |
| 1:49:41 | 各部位の仕様表では既設扱いにしてるんですけども、 |
| 1:49:48 | これは改造にするべきではないのか、確認させてください。 |
| 1:49:59 | 三菱原子燃料の志水です。盛り替えに伴う工事につきましてはそもそもですね、当初から改造する気持ちもしておりますしその内容も、改造ということに値しないというふうに考えておりまして、 |
| 1:50:16 | 既設そのままにいたしますというものが、当社としての考え方でございます。 |
| 1:50:23 | いや、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:50:24 | 規制庁ハヤカワです。この場合は盛華永岩森買えないんだけれども、実際、一時撤去して復旧するという話があるので、 |
| 1:50:35 | 既設ということは理解できないんですけども、 |
| 1:50:40 | どうでしょう。 |
| 1:50:44 | 水井編集委員の清水でございます。盛り替えに伴うものにつきましてはですね、季節という考え方でやらせていただきたいというのが当社の考え方でございます。 |
| 1:50:58 | 何というんですか、盛り替えはですね、やはりどうしても避けられない事象という事態というのもございますので、それはですね、規制するということで、 |
| 1:51:11 | やらせていただきたいというのが実情でございます。 |
| 1:51:16 | 規制庁早川ですけれどもそうしますと、 |
| 1:51:20 | 1時から7時の申請に関してすべて盛り替えに関しては、 |
| 1:51:26 | 既設という扱いでやられてるという理解でよろしいですか。 |
| 1:51:40 | 水井東原の志水でございます森楓ですね、元の機能に復旧してるような場合というものは既設という扱いになってございます。 |
| 1:51:50 | 規制庁早川です。わかりました。はい。以上です。 |
| 1:52:02 | はい。他、 |
| 1:52:05 | ありますか。 |
| 1:52:10 | 甲斐大島理事、ないようでしたらこれで面談推論したいと思いますが、よろしいでしょうか。 |
| 1:52:19 | 規制庁小澤ですけれども。 |
| 1:52:21 | 最後に、 |
| 1:52:25 | 明日、今日、コメントも出てるんで、回答資料だとか |
| 1:52:32 | 準備がもうあると思いますけども、1点ですね、 |
| 1:52:38 | 今回、分関井 |
| 1:52:43 | 節Bですね。 |
| 1:52:47 | やっぱ発端、 |
| 1:52:50 | いろいろな古藤の点検というのは始まってるんですけども、分析設備に対してですね、どういうものを、その設工認申請の対象としているのかっていう考えがあって、 |
| 1:53:02 | 設工認の対象になってるはずですので、そのところをですね、一度 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:53:10 | 設工認申請するにあたってどういう考え方で、申請しているのかというのを整理していただいてですね、多分分析設備というのは設工認申請に、具体的に |
| 1:53:22 | 設備面を挙げて説明してないものも多々あると思うんですけども、そういう考えに従って、設工認申請するものというのは選んでますよというのをちょっと明確に、 |
| 1:53:35 | ここで1回整理しておいていただきたいと思って仮説へのしといていただき、いただきたいと思いますので、その考え方を合わせてですね、今のコメント回答とあわせて、 |
| 1:53:46 | ちょっと説明資料を準備していただきたいと思っています。私の方からは以上です。 |
| 1:53:54 | 三菱原子燃料の笠間です。小澤さんのコメントを承知しました。1回ちょっとこちらで整理させていただいて書面でさせていただきたいと思います。以上です。 |
| 1:54:09 | はい、清課長大宮です。よろしくお願いします。私からは以上です。はい。 |
| 1:54:15 | はい。アリタじゃこれでない、ないようであればみんな廣瀬もいますけどよろしいですか。 |
| 1:54:27 | 三石元所長の草間です。こちらも特にございませんのではいせん断終了で構いません。以上です。 |
| 1:54:33 | 有田です。いや、それではこれで面談終了します。お疲れ様でした。 |
| 1:54:39 | ありがとうございました。ありがとうございました。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。